

大分市週休2日試行工事実施要領

(趣旨)

第1条

本要領は、建設業における働き方改革の推進の一環として、労働環境の改善に向けた意識向上及び将来の担い手の確保に資するため、建設業界における週休2日の普及に向けての効果及び課題を把握することを目的に「週休2日試行工事」を実施するものである。

なお、「週休2日試行工事」の対象のうち、受注者が週休2日による工事实施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、「週休2日試行工事」を実施することができる「受注者希望型」とする。

(対象工事)

第2条

大分市が発注する土木工事のうち、設計金額が4,000万円以上とし、対象工事は特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ② 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③ 工期が90日未満の工事（特記仕様書等に記載された中断期間を除いた工期など）
- ④ その他発注者が指定する工事

(週休2日の定義)

第3条

本要領における「週休2日」とは、工事の着手前に4週間のうち6日間以上の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は一切行わず、1日を通して現場閉所することをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まないものとする。

なお、雨天等による天候不良で現場閉所した場合は、週休2日の休日に振替えることができるものとする。

休日の形態は、適用する積算基準に応じ、下記のとおりとする。

(1) 一般土木事業による工事は以下のとおりとする。

- ① 4週8休：4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
- ② 4週7休：4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
- ③ 4週6休：4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

(2) 港湾・漁港事業による工事は以下のとおりとする。

① 4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日確保することをいう。

(3) 現場での作業に該当しない作業

- ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(実施内容)

第4条

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

- ① 週休2日試行工事を行うことでの工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（様式1）を監督員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、第3条「週休2日の定義」を反映させることとする。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙 表示例）

(4) 実施報告

受注者は、実施工程表等により休日の取得状況を取りまとめ、大分市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿の提示を求められた際には提示する。

(5) 変更協議

不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合には、事前に振替日（作業発生日の前後6日以内）を監督員へ報告の上、承諾を受けること。また、天候不良については、不測の事態等と認める。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の休日変更取得計画を監督員に提出すること。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

なお、一期間が28日に満たない場合は、率（第5条（1）（ア）の表）により達成状況を判断するものとする。

(労務費・工事成績等の取扱い)

第5条

(1) 労務費等の取扱い

第4条「実施内容」に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更する。ただし、市場単価及び一部の港湾市場単価については補正の対象外とする。

また、工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

補正係数等については、下記によることとし、達成できた休日の形態のうち最少を適用するものとし、休日の取得状況が4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

なお、港湾・漁港事業において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により、下記の（ア）または（イ）を適用するものとする。

(ア) 一般土木事業（港湾土木請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準以外の基準によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む））

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	率（休日/28日）
4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%
4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%
4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%

(イ) 港湾・漁港事業（港湾土木請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準によるもの）

休日の形態	労務費	市場単価
4週8休	1.05	別紙「港湾市場単価の補正について」による

※ただし、港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）の補正は行わないものとする。

(2) 工事成績評定の取扱い

第4条「実施内容」に基づく計画において、4週8休の休日の形態が完全に達成できた場合についてのみ、下記項目において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

- ・ 監督員① 5. 創意工夫 I. 創意工夫
- ・ 監督員② 2. 施工状況 II. 工程管理

(その他)

第6条

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

別紙 「港湾市場単価の補正について」

下記工種において、港湾市場単価を計上した場合は、以下の表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	市場単価
底面工		1.04
マット工		1.01
支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設以外	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05
伸縮目地工		1.03
係船柱取付		1.05
防舷材取付		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		補正しない
防砂目地板取付工	陸上施工	1.05
防砂目地板取付工	水中施工	補正しない
吸出し防止工		補正しない
港湾構造物塗装工		1.05
ペトラタム被覆		補正しない
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工	1.05
現場鋼材溶接・切断工	水中施工	補正しない
かき落とし工		補正しない
汚濁防止膜設置・撤去・移設		補正しない
汚濁防止枠設置・撤去		補正しない
灯浮標設置・撤去		補正しない
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船なし	1.05

